令和７年度

（令和６年度実績）

指定管理者監査の結果報告書

中津川市監査委員

中監査第２８号
令和８年３月１２日

中津川市長　　小栗 仁志　様
中津川市議会議長　島﨑 保人　様

中津川市監査委員
光岡　要次郎
牛田　　敬一

令和７年度指定管理者の監査結果について

令和７年度の指定管理者の監査を地方自治法第１９９条第７項の規定により実施したので、その結果を同条第９項の規定により報告します。

目　　次

１　監査の基準・・・

1　監査の基準

この監査は、中津川市監査基準に準拠して実施した。

2　監査の種類

この監査は、市が公の施設の管理を行わせている団体（以下、「指定管理者」という。）に対する監査である。

3　監査の対象及び監査の期日

令和７年度の指定管理者監査は、令和６年度に市が指定管理料を支払っている指定管理者のうちから抽出した次の団体について実施した。

実施日時・場所	団　体　名 （担当課）	対象施設	指定管理料の額
12月3日㈬ 14:00～ 中津川公園競技場会議室	特定非営利活動法人 中津川市体育協会 （生涯学習スポーツ課）	中津川公園 中津川市東美濃ふれあいセンター	181,284,000円
12月5日㈮ 9:30～ 中津川市役所会議棟201会議室	社会福祉法人 中津川市社会福祉協議会 （高齢介護課）	坂下福祉センター 付知福祉センター 蛭川福祉センター	2,068,787円 2,295,000円 1,666,952円

4　監査の着眼点及び主な実施内容

指定管理者の指定管理委託料等に係る出納、その他の事務の執行が当該指定管理業務の目的に沿って行われているかに着眼し、現金出納などに関する事務、事業の執行及び事業目的等について監査を行った。

監査にあたっては、担当課から提出された協定書の写、事業計画書、事業報告書等を参考に、会計帳簿、その他関係書類について監査し、併せて団体責任者等及び担当課職員の説明を聴取し、調査を行った。

5　監査の結果

指定管理に係る経理は適正に行われ、証拠書類も適正に管理されているものと認められた。

しかしながら、業務手続き等の一部に業務仕様書の記載内容とそぐわない部分が見受けられた。仕様書に沿った業務手続きを実施するよう努められたい。これは令和５年度から引き続いての指摘事項であり、報告書等の提出期限が実務的に不可能な場合など仕様書等の記載内容が実情にそぐわない部分について、見直しを適切に進められたい。

個々の監査結果については、次のとおりである。

Ⅰ　特定非営利活動法人中津川市体育協会

1　監査の対象施設及び指定管理料の額

中津川公園・中津川市東美濃ふれあいセンター　181,284,000円

2　事業の概要

中津川公園及び中津川市東美濃ふれあいセンター各施設は、地方自治法に規定する住民利用の基本が原則であり、「市民の文化の振興、スポーツの振興や創造活動を行う担い手を増進し、人材を形成しながら地域の宝を活かし、ふるさとへの愛着を深めるとともにスポーツ活動の活性と文化芸術に親しみ自主的で活発な活動を築くこと」を目的としている。
これらの基本理念に基づき施設の管理運営を行う。
（令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで）

その主な業務は、次のとおり

（１）管理運営に関する主な業務の範囲

① 管理業務
② 受付、案内、収納業務
③ その他中津川市の設置条例及び規則に定める規定による適正な管理と秩序の維持を図るものとする。

（２）施設の維持管理に関する主な業務の範囲

① 施設の保守管理業務
② 施設及び敷地内清掃
③ 設備等の保守点検
④ 駐車場管理
⑤ 警備業務

（３）新たな業務の実施

具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、事業計画書で提案し市と協議する。

３　指定管理業務の収支

【令和６年度】

＜収入の部＞

・指定管理料	**181,284,000 円**
・施設利用料	**14,786,819 円**
・雑入	**3,153,704 円**
・受取利息	**9,216 円**
合　計	**199,233,739 円**

＜支出の部＞

〇経常費用

・人件費	**83,523,808 円**
給与手当	76,505,421 円
法定福利費	5,817,584 円
福利厚生費	1,200,803 円
・その他経費	**123,975,611 円**
物品仕入	860,232 円
通信費	549,904 円
消耗品費	6,184,840 円
事務用品費	161,743 円
水道光熱費	38,064,782 円
保険料	510,446 円
修繕費	3,391,916 円
車両関係費	1,982,122 円
支払手数料	200,630 円
業務委託費	54,570,120 円
旅費交通費	95,890 円
賃借料	626,143 円
諸会費	124,000 円
会議費	112,000 円
減価償却費	4,275,523 円
租税公課	8,160,178 円
接待交際費	48,178 円
広告宣伝費	165,000 円
社会貢献活動費	2,159,034 円
助成金	981,080 円
雑費	751,850 円
計	**207,499,419 円**

○営業外費用

計	72,000円
合　計	207,571,419円

（収入）199,233,739円 －（支出）207,571,419円＝ ▲8,337,680円

4　監査の結果

特定非営利活動法人中津川市体育協会による中津川公園、東美濃ふれあいセンターの管理は適切に行われ、基本協定に基づく義務の履行も適切になされている。指定管理業務の経理も適正に処理され、証拠書類も適正に管理されているものと認められた。

しかしながら、指定管理施設に付帯する設備の修繕工事や備品購入について、本来は市が負担すべき費用を指定管理者が負担し、指定管理者の保有資産として登録されている部分が見受けられた。今後、指定管理者が他の団体へ移行する場合などを考慮し、固定資産台帳の取扱いなどの検討を進められたい。

Ⅱ　社会福祉法人社会福祉協議会

１　監査の対象施設及び指定管理料の額

坂下福祉センター　　2,068,787 円

付知福祉センター　　2,295,000 円

蛭川福祉センター　　1,666,952 円

２　事業の概要

老人福祉法に基づき「高齢者をはじめとする市民の健康の保持及び福祉の増進を図り、生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会の形成に資すること」を基本理念とし、市民に対して各種の福祉サービスを提供することにより、地域福祉の推進を図ることを目的としている。

・坂下福祉センター（令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで）
・付知福祉センター（令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで）
・蛭川福祉センター（令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで）

その主な業務は、次のとおり

（１）管理運営に関する主な業務の範囲
　①管理業務
　②受付、案内、収納業務

（２）施設の維持管理に関する主な業務の範囲
　①施設の保守管理業務
　②施設及び敷地内清掃
　③設備等の保守点検
　④駐車場管理
　⑤警備業務

（３）その他付帯設備等の維持管理に関する主な業務の範囲
　・坂下福祉センター
　　車庫については、施設及び敷地内清掃。
　　障害者小規模授産所はついては、別途対応。
　・付知福祉センター　該当なし
　・蛭川福祉センター　該当なし

（４）新たな業務の実施
　具体的に市が指定する業務以外の新たな業務の実施を希望する場合は、事業計画書で提案し市と協議する。

3　指定管理業務の収支

【令和６年度】

＜坂下福祉センター＞

・　収入

指定管理料	2,068,787 円
受取利息配当収入	961 円
その他収入	24,444 円
合計	**2,094,192 円**

・　支出

事業費	1,197,153 円
水道光熱費	999,310 円
燃料費	20,937 円
消耗器具備品費	97,706 円
修繕費	79,200 円
事務費	671,159 円
通信運搬費	83,339 円
業務委託費	498,220 円
手数料	5,500 円
租税公課	84,100 円
合計	**1,868,312 円**

（収入）2,094,192 円 －（支出）1,868,312 円＝225,880 円

＜付知福祉センター＞

・　収入

指定管理料	2,295,000 円
受取利息配当収入	616 円
合計	**2,295,616 円**

・　支出

事業費	2,019,921 円
保健衛生費	37,000 円
水道光熱費	1,164,636 円
消耗器具備品費	207,463 円
賃借料	54,648 円
修繕費	123,423 円
手数料	432,751 円
事務費	156,742 円
消耗品費	6,842 円
業務委託費	47,300 円
租税公課	102,600 円
合計	**2,176,663 円**

（収入）2,295,000 円 －（支出）2,176,663 円＝118,953 円

＜蛭川福祉センター＞

・　収入

指定管理料	1,666,952 円
受取利息配当収入	857 円
その他収入	99,000 円
合計	**1,766,809 円**

・　支出

事業費	2,353,630 円
水道光熱費	1,652,376 円
燃料費	701,254 円
事務費	525,929 円
業務委託費	450,029 円
租税公課	75,900 円
合計	**2,879,559 円**

（収入）1,766,809 円 －（支出）2,879,559 円＝ ▲1,112,750 円

・ その他の活動による収入

サービス区分間繰入金収入　**1,121,000 円**

（収入）1,766,809 円 －（支出）2,879,559 円

＋（その他の活動による収入）1,121,000 円＝ 8,250 円

4　監査の結果

社会福祉法人社会福祉協議会による坂下福祉センター、付知福祉センター、蛭川福祉センターの管理は適切に行われ、基本協定に基づく義務の履行も適切になされている。指定管理業務の経理も適正に処理され、証拠書類も適正に管理されているものと認められたが、報告書や決算書等の提出について、業務仕様書の内容とそぐわない部分も見受けられた。報告書等の提出期限など実務的に無理な内容は、仕様書等の見直しを検討され、以後はそれに従い実務を実施するよう努められたい。